

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年8月10日
【四半期会計期間】	第63期第1四半期（自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日）
【会社名】	株式会社ナガホリ
【英訳名】	NAGAHORI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長堀 慶太
【本店の所在の場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【電話番号】	東京(03)3832局8266番
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区上野一丁目15番3号
【電話番号】	東京(03)3832局8266番
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 吾郷 雅文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第1四半期連結 累計期間	第63期 第1四半期連結 累計期間	第62期
会計期間	自令和4年4月1日 至令和4年6月30日	自令和5年4月1日 至令和5年6月30日	自令和4年4月1日 至令和5年3月31日
売上高 (千円)	4,057,602	4,868,898	17,673,563
経常利益 (千円)	26,345	123,334	537,868
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (千円)	86,884	2,963	60,777
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	93,633	28,093	99,691
純資産額 (千円)	11,935,047	12,079,628	12,128,324
総資産額 (千円)	24,263,780	24,818,925	24,174,180
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	5.67	0.19	3.96
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	49.2	48.7	50.2

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第62期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第63期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び第62期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

第1四半期連結累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として行われてきた入国者の水際対策が4月に解除され、感染法上の位置づけが5類に移行されるなど、制限も徐々に緩和され、景気回復への動きが進んでいます。しかしながら、サプライチェーンの混乱、円安、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化によりエネルギー価格などの物価は高止まりなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和されたことで外出機会が増加し、個人消費は持ち直しの動きがみられました。一方、円安や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等のジュエリー商品への影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組みました。商品力強化のため「メゾン ド ナディア」の路面店や「スカヴィア」の帝国ホテル東京本館1階店舗をオープンするとともに、名古屋地区の百貨店店舗事業を譲受けることによる販売力強化を図りました。また、財務の安定のため当座貸越契約を継続し、販売増につながる商品仕入や販売催事や自社ブランドの広告等への支出により販売強化を図りました。もう一方で、旺盛な海外需要への対応等による販売増、グループ内での販売商品製造強化や地金製品販売、小売店舗販売などグループ子会社各社においても販売増と概ね好調に推移しました。

その結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は48億68百万円（前年同期比 20.0%増）、営業利益1億20百万円（前年同期 営業利益5百万円）、経常利益1億23百万円（前年同期比 368.1%増）となり、リ・ジェネレーション株式会社その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況に関連する株主対応等に係るアドバイザー費用84百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する四半期純利益2百万円（前年同期 親会社株主に帰属する四半期純損失86百万円）となりました。

なお、セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

宝飾事業の売上高は48億33百万円(前年同期比 20.1%増)、セグメント利益は96百万円(前年同期 セグメント損失17百万円)、貸ビル事業の売上高（外部顧客）は21百万円(前年同期比 5.6%増)、セグメント利益は16百万円(同 12.1%増)、太陽光発電事業の売上高は14百万円(同 1.6%減)、セグメント利益は7百万円(同 8.5%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、248億18百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億44百万円の増加となりました。

流動資産は177億37百万円となり、前連結会計年度末に比べ5億14百万円の増加となりました。これは主に受取手形及び売掛金が1億39百万円、商品及び製品が5億49百万円それぞれ増加したことによります。

固定資産は70億81百万円となり、前連結会計年度末に比べ1億29百万円の増加となりました。これは主に有形固定資産が96百万円増加したことによります。

(負債)

負債は127億39百万円となり、前連結会計年度末に比べ6億93百万円の増加となりました。

流動負債は112億74百万円となり、前連結会計年度末に比べ7億20百万円の増加となりました。これは主に支払手形及び買掛金が2億5百万円、短期借入金が1億81百万円それぞれ増加したことによります。

固定負債は14億64百万円となり、前連結会計年度末に比べ27百万円の減少となりました。これは主に長期借入金が28百万円減少したことによります。

(純資産)

純資産は120億79百万円となり、前連結会計年度末に比べ48百万円の減少となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益2百万円および剰余金の配当76百万円によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について、重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノブライズ。なお、同社の代表取締役である尾端友成氏は、2021年11月26日から2022年1月19日までアサヒ衛陶株式会社の代表取締役社長を務めておりました。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急激かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「前対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議し、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

前対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであって、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において前対応方針を維持することは予定されておらず、その有効期間は、2023年4月22日までとされていましたが、同時に、前対応方針においては、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されることとされておりました。

そこで、当社は、前対応方針の導入後の情勢の変化等を勘案しつつ、2023年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、リ・ジェネレーション株式会社らによる本株式買集めが継続していると判断したため、2023年4月21日開催の当社取締役会において、前対応方針の有効期間が満了する2023年4月22日以降も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、前対応方針の有効期間は延長されることを確認するとともに、前対応方針の有効期間を延長するにあたり、2023年6月29日開催の当社第62期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、前対応方針に所要の改訂を行うことを決議（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）し、2023年6月29日開催の当社第62期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

かかる認識の下、当社は、大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに大規模買付者の提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこ

と、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に表示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は、以上のとおりであります。当社取締役会と致しましては、大規模買付者が当社株式についての大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することと致します。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会と致しましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

従って、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、若しくは、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）、又は、(b)大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、(i)当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等が解消されなかったとき、若しくは、(ii)今後本対応方針に定める手続に従うことなく大規模買付行為等を実施しないこと等、独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が合理的に定めた内容を誓約しなかったとき）にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(a) 経営理念・経営方針

当社は、宝飾品を通じて、人類の高い文化生活に貢献するために、広く世界に市場を求め、人間性豊かな理想の会社を築き、永遠の繁栄を図ることを経営の理念としております。また、社業を通じて、株主・取引先・社員の最大多数の最大幸福の実現を目指し、社員一人一人が誠実に働くことを経営の基本方針としております。

以上のような経営理念・経営方針の下で、当社は、2023年3月期から2025年3月期までの3か年における中期経営計画『To the next Growth』を策定・実施しております。

(b) グループ経営戦略

グループ各社が、それぞれの特性・強みを活かした以下の経営戦略を確実に実行することで、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長、株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

(i) 事業規模の維持と収益力の向上

- ・事業規模は維持しながら、収益性を重視する営業方針としつつ、早期にコロナ前の水準まで売上げを引き上げる。
- ・「選択と集中」の考え方を基軸とし、生産性の向上、ローコストオペレーションを目指した業務改革を実施、景気変動に左右されない強い収益基盤を確立する。
- ・グループ各社の役割を明確化するとともに、グループ内での補完関係を強化し、相乗効果を追求する。

(ii) 差別化戦略による競争優位性の確立

- ・グループ各社の特性、強みを活かし、提供する商品ブランドやサービスの質的向上による差別化を促し、社会から必要とされる企業集団を目指す。
- ・消費者購買行動の変化に対応し、それぞれの販売チャネルに対して独自性があり差別化できる自社ブランド群の再構築に取り組み、業界競合環境の中での競争優位性を確固たるものとする。

(iii) 働き甲斐のある企業グループに変容

- ・働き方に対する社会の考え方の変化や、人材市場の現状に適合する労働環境、新たな人事制度を整備し、かつ過去10年間で大きく変容した当社グループの業務にマッチするHRM（Human Resource Management）を実践する。
- ・従業員にとって、満足感・公平感が高く、働き甲斐があり、ロイヤリティの高い企業集団となることを目指す。

(c) 中期経営計画『To the next Growth』の骨子

「売上増加」、「利益率改善」及び「継続的な経費削減」に関する以下の取組みを着実に実行することで、2022年3月期までの経費削減を主体とした守りの経営から、収益力強化を主目的とする攻めの経営に転換し、中期経営計画におけるグループ連結の数値計画を実現を目指す所存です。

(i) 「売上増加」及び「利益率改善」に関する取組み

「売上増加」、「利益率改善」及び「継続的な経費削減」に関する以下の取組みを着実に実行することで、2022年3月期までの経費削減を主体とした守りの経営から、収益力強化を主目的とする攻めの経営に転換し、中期経営計画におけるグループ連結の数値計画を実現を目指す所存です。

(ア) 販売政策

- ・顧客ターゲット別ブランド商品の提案強化及び取扱店舗数拡大並びに富裕層顧客向け催事の訴求力向上及び勧誘強化により既存取引先を深耕する。
- ・新規取引先開拓及び新規出店並びに海外販路開拓の強化及びEC販売強化により新販路を開拓する。
- ・ジュエリー付帯ビジネスの展開及び富裕層を対象とした周辺サービスの提供により新業態を開発する。

(イ) 商品政策

- ・ナガホリ基幹ブランドの育成及び展開店舗拡大並びに認知度向上策としてのSNS、雑誌掲載等の強化により主力ブランドであるNADIAを育成する。
- ・展開店舗数の拡大並びに認知度向上策としてのSNS及び雑誌掲載等の強化により、アニバーサリー等のミドルレンジブランドを強化する。
- ・直営店舗及び催事での販売強化並びに新規海外ブランドの開拓により、海外ブランドを強化する。

(ii) 「利益率改善」及び「継続的な経費削減」に関する取組み

「利益率改善」及び「継続的な経費削減」については、「生産性向上政策」と「HRM政策」を継続して実施してまいります。

(ア) 生産性向上政策

- ・開発機能強化によるグループ内製化率の向上並びに5Sや技能向上、多能工化等によるリードタイム短縮、見える化による効果検証及び改善施策立案等PDCAサイクルの徹底により生産現場における生産性を改善する。
- ・業務フローを見直しつつ、効率的な業務運営体制を構築することで基幹システムを更新する。

(イ) HRM政策

- ・グループ間及び営業・商品・管理部門間の適正な人材配置並びに女性が働きやすい職場の維持・拡充とキャリア形成へのサポートをすることで適材適所の人事運営を行う。
- ・社員の能力に合わせた研修及びOJT等を実施することで、人材育成を強化する。
- ・利益改善を踏まえた処遇改善により、人員定着化、モチベーション維持・向上を図ることで全体的に従業員の処遇を改善する。

コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

(企業統治の体制)

当社は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役は、代表取締役社長の長堀慶太を議長とし、取締役である吾郷雅文、白川文彦、中尾直、新井日出夫、富樫直記（社外取締役）、長沢伸也（社外取締役）及び洲桃麻由子（社外取締役）の取締役8名で構成されており、これらの社外取締役3名は全員独立社外取締役です（取締役会に占める独立社外取締役の割合は37.5%です）。取締役会には、監査役である中林英樹（社外監査役）、佐藤亮輔（社外監査役）及び岩上和道（社外監査役）が出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。

なお、当社取締役会は、業務執行の監督と重要な方針決定を行うことから、その構成メンバーについては、多様かつ豊富な経験や幅広い視点、高度な専門知識を有する取締役で構成されることが望ましいと考えており

ます。各取締役及び各監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスは株主総会招集通知に記載し、また、コーポレート・ガバナンス報告書にも添付しております。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査計画に基づいて、業務分担等に従い取締役の職務執行等の監査を行なっております。業務監査においては、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧等を通じて内部統制システムの構築・運用状況を評価・検証しております。また、会計監査においては、会計監査人と適宜情報・意見交換等を行い、監査方針及び方法・結果の妥当性を確認しております。

当社における内部監査は、代表取締役社長直轄の内部統制室を設置し、内部監査担当 1 名が内部監査を実施しております。内部監査は内部監査計画に基づき、会社の業務運営が法令及び会社の規程類を遵守して適正に行なわれているかを評価することを目的として実施しております。また、必要に応じて、監査役と意見及び情報の交換を行い、監査結果については、代表取締役社長及び監査役会に報告する体制となっております。

さらに、内部監査を担当する内部統制室及び会計監査人と連携を密にして、監査の実効性の向上及び内部統制機能の強化に努めております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（最新版は2023年 7 月13日付け）をご参照下さい。

3．基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

上記のとおり、当社取締役会は、本株式買集めを踏まえ、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年 4 月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、前対応方針を、緊急対応として導入することを決議し、これについて、2022年 6 月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。

そして、前対応方針の導入後の情勢の変化等を勘案しつつ、2023年 3 月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、リ・ジェネレーション株式会社らによる本株式買集めが継続していると判断したため、2023年 4 月21日開催の当社取締役会において、前対応方針の有効期間が満了する2023年 4 月22日後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、前対応方針の有効期間は延長されることを確認するとともに、前対応方針の有効期間を延長するにあたり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、前対応方針に所要の改訂を行うことを決議し、2023年 6 月29日開催の当社第62期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。なお、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、前対応方針の継続・更新の追認及び本対応方針の有効期間を2024年 6 月開催予定の当社定時株主総会の終結までとしております。なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.nagahori.co.jp/>）において、全文を掲載しております。

4．上記の取組みに対する取締役会の判断及びその理由

上記3の本対応方針については、大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすることにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資することを目的とするものであることから、上記1の基本方針に沿ったものです。また、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年 5 月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年 6 月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会における議論の内容（2023年 6 月 8 日付けで公表し、現在パブリック・コメントの受付に付されている「企業買収における行動指針」（案）を含みます。）、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所有価証券上場規程の改正により導入し、2015年 6 月 1 日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年 6 月11日の改訂後のもの）の「原則1 - 5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。さらに、前対応方針の導入については2022年 6 月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、本定時株主総会において、株主の皆様から本議案、前対応方針の継続・更新についての追認及び本対応方針の有効期間のご承認をいただけない場合には、当社取締役会は本対応方針を廃止することといたしておりました。また、大規模買付者が本対応方針に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。加えて、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の独立社外取締役 2 名及び独立社外監査役 2 名から成る独立委員会の勧告を受けるものとし、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な

判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしていること、デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

(7) 研究開発活動

当社グループでは、宝飾事業において生産事業部「アトリエ・ド・モバラ」および連結子会社のソマ㈱が研究開発活動を行っております。当第 1 四半期連結累計期間における研究開発活動としては

鋳造製品の原型製作の研究開発

ジュエリー全体のデザインの幅を広げる石留技法の研究開発

鋳造製品の新規デザイン開発

デザインネックレス・カットリングの新製品開発

ネックレス留め具の新機構開発

を行いました。なお、当第 1 四半期連結累計期間における研究開発費の総額は 9 百万円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (令和5年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和5年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,773,376	16,773,376	東京証券取引所 (スタンダード市場)	単元株式数 100株
計	16,773,376	16,773,376	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
令和5年4月1日～ 令和5年6月30日	-	16,773,376	-	5,323,965	-	4,273,913

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日（令和5年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和5年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,438,000	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 15,330,600	153,306	-
単元未満株式	普通株式 4,776	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	16,773,376	-	-
総株主の議決権	-	153,306	-

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株が含まれております。

【自己株式等】

令和5年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ナガホリ	東京都台東区上野一丁目15番3号	1,438,000	-	1,438,000	8.57
計	-	1,438,000	-	1,438,000	8.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和5年4月1日から令和5年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和5年4月1日から令和5年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人日本橋事務所による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和5年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,500,798	3,112,211
受取手形及び売掛金	2,803,036	2,942,826
商品及び製品	9,534,092	10,083,416
仕掛品	285,969	379,030
原材料及び貯蔵品	846,532	924,926
その他	268,264	311,731
貸倒引当金	16,302	16,844
流動資産合計	17,222,392	17,737,300
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,346,591	1,404,725
機械装置及び運搬具（純額）	151,391	149,710
土地	3,276,198	3,276,198
その他（純額）	229,100	269,116
有形固定資産合計	5,003,282	5,099,750
無形固定資産	37,618	37,479
投資その他の資産		
投資有価証券	1,086,907	1,123,633
長期貸付金	19,581	19,581
繰延税金資産	122,574	117,609
その他	894,730	896,356
貸倒引当金	212,906	212,786
投資その他の資産合計	1,910,887	1,944,394
固定資産合計	6,951,788	7,081,625
資産合計	24,174,180	24,818,925

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和5年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和5年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	871,499	1,076,577
短期借入金	8,788,750	8,970,000
1年内返済予定の長期借入金	115,504	115,504
未払法人税等	64,872	53,971
賞与引当金	55,659	42,895
役員賞与引当金	4,200	1,050
その他	653,112	1,014,512
流動負債合計	10,553,598	11,274,511
固定負債		
長期借入金	447,376	418,500
退職給付に係る負債	620,263	611,263
役員退職慰労引当金	157,917	159,723
繰延税金負債	25,970	37,065
再評価に係る繰延税金負債	48,841	48,841
その他	191,888	189,391
固定負債合計	1,492,257	1,464,785
負債合計	12,045,855	12,739,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,323,965	5,323,965
資本剰余金	6,275,173	6,275,173
利益剰余金	1,648,348	1,574,635
自己株式	481,568	481,681
株主資本合計	12,765,920	12,692,093
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	58,845	83,984
土地再評価差額金	712,196	712,196
為替換算調整勘定	15,755	15,747
その他の包括利益累計額合計	637,595	612,464
純資産合計	12,128,324	12,079,628
負債純資産合計	24,174,180	24,818,925

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 1 四半期連結累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)
売上高	4,057,602	4,868,898
売上原価	3,006,682	3,604,741
売上総利益	1,050,919	1,264,157
販売費及び一般管理費	1,045,248	1,143,781
営業利益	5,670	120,375
営業外収益		
受取利息	27	35
受取配当金	11,863	12,313
為替差益	9,186	3,627
保険返戻金	13,936	2,000
その他	6,671	5,350
営業外収益合計	41,685	23,328
営業外費用		
支払利息	20,453	20,126
その他	556	244
営業外費用合計	21,010	20,370
経常利益	26,345	123,334
特別利益		
固定資産処分益	1,000	3,290
助成金収入	8,390	-
特別利益合計	9,390	3,290
特別損失		
固定資産処分損	-	513
新型コロナウイルス対応による損失	4,702	-
アドバイザー費用	92,958	84,127
特別損失合計	97,661	84,640
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失 ()	61,925	41,984
法人税、住民税及び事業税	24,570	34,055
法人税等調整額	388	4,965
法人税等合計	24,959	39,020
四半期純利益又は四半期純損失 ()	86,884	2,963
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失 ()	86,884	2,963

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	86,884	2,963
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,873	25,139
為替換算調整勘定	124	8
その他の包括利益合計	6,749	25,130
四半期包括利益	93,633	28,093
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	93,633	28,093
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第 1 四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。) 及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)
減価償却費	46,697千円	46,271千円
のれんの償却額	- 千円	50千円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期連結累計期間(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 6 月 30 日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和 4 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	30,671	2	令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 6 月 30 日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第 1 四半期連結累計期間(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 30 日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和 5 年 6 月 29 日 定時株主総会	普通株式	76,676	5	令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年 6 月 30 日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自令和4年4月1日 至令和4年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	宝飾事業	貸ビル事業	太陽光発電 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	4,022,805	-	-	4,022,805	-	4,022,805
一定の期間にわたり移転 される財	-	-	14,354	14,354	-	14,354
顧客との契約から生じる 収益	4,022,805	-	14,354	4,037,159	-	4,037,159
その他の収益	-	20,442	-	20,442	-	20,442
外部顧客への売上高	4,022,805	20,442	14,354	4,057,602	-	4,057,602
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	3,147	-	3,147	3,147	-
計	4,022,805	23,589	14,354	4,060,749	3,147	4,057,602
セグメント利益又は 損失()	17,024	14,735	7,959	5,670	-	5,670

(注) セグメント利益又は損失()の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自令和5年4月1日 至令和5年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	宝飾事業	貸ビル事業	太陽光発電 事業	計		
売上高						
一時点で移転される財	4,833,173	-	-	4,833,173	-	4,833,173
一定の期間にわたり移転 される財	-	-	14,130	14,130	-	14,130
顧客との契約から生じる 収益	4,833,173	-	14,130	4,847,304	-	4,847,304
その他の収益	-	21,593	-	21,593	-	21,593
外部顧客への売上高	4,833,173	21,593	14,130	4,868,898	-	4,868,898
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	3,147	-	3,147	3,147	-
計	4,833,173	24,740	14,130	4,872,045	3,147	4,868,898
セグメント利益	96,579	16,515	7,280	120,375	-	120,375

(注) セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(事業の譲受)

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 浅井商店株式会社

事業の内容 宝石・貴金属の卸売、小売、リフォーム

(2) 事業譲受を行った主な理由

当社は、松坂屋名古屋店の宝石サロンに当社商品の売り場を確保することは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドへ重点的に経営資源を投下する当社の中期経営計画上の戦略に合致します。浅井商店が大丸松坂屋百貨店との長年の取引で築き上げた信頼関係を継承し、当社の自社ブランドを始めとした豊富な商品ラインナップを投入することで、当社宝飾事業の収益力強化、ひいては当社の企業価値向上に長期的に寄与するものと考え、当該事業譲受の決定に至りました。

(3) 企業結合日

令和5年6月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

令和5年6月1日から令和5年6月30日

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 319百万円

取得原価 319百万円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

3百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和5年4月1日 至 令和5年6月30日)
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	5円67銭	0円19銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純損失()(千円)	86,884	2,963
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失 ()(千円)	86,884	2,963
普通株式の期中平均株式数(株)	15,335,421	15,335,257

(注) 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和5年8月10日

株式会社ナガホリ

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

東京都中央区

指定社員 公認会計士 森岡 健二
業務執行社員

指定社員 公認会計士 千保 有之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山村 浩太郎
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ナガホリの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和5年4月1日から令和5年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和5年4月1日から令和5年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社の令和5年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。